

**住宅省エネルギー性能証明書発行業務
に係る適合審査料 料金規定**

住宅省エネルギー性能証明書の発行業務規程第 13 条の適合審査料金は以下のとおりとする。

I. 住宅の新築又は新築住宅の取得 (一戸建て住宅等・共同住宅)

適用する基準	適合審査料金 (消費税込み)
(ZEH水準省エネ住宅) 断熱等性能等級 5 以上かつ 一次エネルギー消費量等級 6 以上	58,300 円/件
(省エネ基準適合住宅) 断熱等性能等級 4 かつ 一次エネルギー消費量等級 4 以上	55,000 円/件

2. 既存住宅 (一戸建て住宅等・共同住宅)

適用する基準	適合審査料金 (消費税込み)
(ZEH水準省エネ住宅) 断熱等性能等級 5 以上かつ 一次エネルギー消費量等級 6 以上	67,100 円/件
(省エネ基準適合住宅) 断熱等性能等級 4 かつ 一次エネルギー消費量等級 4 以上	63,800 円/件

*新築時の仕様から適合基準に係る大きな変更を行っていない場合に限る

*家屋の取得日から 3 年以上前に既存住宅に係る建設住宅性能評価書が交付された家屋にあつては、基準に関する部分について、変更がないものに限る

《評価書等を活用する場合：(一財)大阪住宅センターが審査したものに限る。》

活用できる評価書等	省略対象となる条件等	適合審査料金 (消費税込み)
<ul style="list-style-type: none"> ・設計住宅性能評価書 ・BELS 評価書 ・フラット 35 S 適合証明書 ・その他 	審査基準が同等のもの	新築等：13,200 円/件 (*ZEH：15,400 円/件) 既存：22,000 円/件 (*ZEH：25,300 円/件)

II. 再発行料金

1 通につき 3,300 円 (消費税込み) とする。

III. その他

適合審査料金について次に掲げる場合は減額できるものとする。

1. 当該業務が効率的に実施できると判断できる場合
2. 一定戸数以上の審査依頼が見込める場合